

浦 監 第 30 号
平成 22 年 6 月 28 日

浦安市監査委員	杉 山 元 三
同	黒 田 レイ子
同	秋 葉 要

平成 22 年度定期監査（こども部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 22 年度定期監査（こども部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 2 月 28 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

こども部

3．監査の実施期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 28 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

また、保育園及び幼稚園の現地監査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 保育幼稚園課

高洲保育園増設整備事業関連経費（備品購入費）について、執行残の理由を確認したところ、厨房機器（ドア付配膳車等）を備品購入費で予算を計上したが、別途、高洲保育園増設整備事業の工事費の中で、厨房機器を含め発注したことから、備品購入費が未執行になったとのことであった。今後は、適正な予算計上及び予算執行に努められたい。猫実・東野保育園車両誘導等業務委託について、執行残の理由を確認したところ、当初、朝夕の警備員配置で予算を計上したが、その後、朝の登園時のみの配置で安全が確保できると判断し、事業を実施した。しかし、保護者から、夕方の警備員配置の要望が出ることも考えたことから減額補正を行わなかったとのことであった。この業務委託は、6月から執行しており、3月に補正予算を計上していくかを判断する12月には業務委託の見通しもある程度つくことから、契約差金が生じた際は、減額補正を行い、適正な予算執行に努められたい。

(2) 保育園・幼稚園（現地監査）

現金受払簿について、保護者から徴収する教材費の入金・支出を記録及び管理する現金受払簿がない保育園や現金受払簿と預金通帳の金額が容易に確認できなかった保育園が見受けられた。今後は、現金受払簿で入金・支出を記録及び管理するとともに、現金受払簿と預金通帳の金額が容易に確認できるよう努められたい。

預金通帳について、公金を私的な預金通帳で管理していた保育園や平成 21 年度以前の預金通帳を廃棄していた幼稚園が見受けられた。今後は、専用の預金通帳で公金を管理するとともに、適切に保管するよう努められたい。

預金の利息について、募金として支出している幼稚園が見受けられた。保護者の了解を得ているとのことであったが、少額であっても公金であることから適正な事務処理に努められたい。

タクシー券について、幼稚園では年度毎に支給されている券を使用し、保育園では過去に支給された券の余りを保管し、これまで使用してきた。また、幼稚園に支給されている券には、使用期限が明記されておらず、未使用券は各園の判断で廃棄処分を行っているとのことであった。今後は、保育園、幼稚園統一の券とすることや年度毎の支給及び未使用券の回収など適正な管理に努められたい。

(3) 青少年課

児童育成クラブに係る評価事務事業委託について、執行残の理由を確認したところ、他課の実施分も含め当初予算に計上したが、その後、関係課でも別途予算計上していることが判明した。入札後に速やかに減額補正を予定していたが、入札前に児童育成クラブの指導員増員のための経費が必要になったことから配当替を行ったとのことであった。今後は、適正な予算計上及び予算執行に努められたい。

管理職員特別勤務手当について、振替及び手当支給の状況を確認したところ、振替を行わずに手当支給で対応しているものが多い状況であった。事業も多く、振替が難しいとのことであったが、極力、計画的に振替で対応するよう努められたい。